

## 日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

## 第三部 労働政策

## 第二編 政府の労働政策

## 第二章 労働運動・大衆運動・共産党対策

## 第四節 労働運動・大衆運動対策

本年の対策として最も重要なのは、集会等の禁止がいちじるしく強化されたこと、労働争議等に対して大規模な警察力が動員されたこと、朝鮮人の運動に対する措置が強化されたことなどである。

デモ・集会の禁止(東京都) 五・三〇デモ事件(第二部参照)を重視した政府は、六月三日の「産業危機突破総けつ超大会」を前にして、二日岡崎官房長官が斎藤国警長官、田中警視總監とともに総司令部ウィロビィ幕僚第二部長を訪問、今後のデモ・集会に対する対策を協議して基本方針を決め、同日夕刻左のような警視總監声明を公表した。同時に三日の大会の開催予定地である日比谷公園の交通を当日はしや断することが、警視庁警備交通部長から発表された。

一、五月三〇日皇居前広場で行われた集団示威運動及び近来の同様な事態に現われた暴力的傾向は国民の生命及び公共の福祉を危たいにひんせしめている。国家地方警察及び警視庁では集団行進及び集団示威運動が平穩裡に実施されるためにその取締りの手段及び方法につき再検討している。

二、国家地方警察及び警視庁はこれらの場合昭和二四年一〇月二〇日都条例第一〇一号第三條第四條および第五條の規定が明確に適用されるということに意見の一致をみている。従って国民は第三條の趣旨および同條各号の規定に注意を喚起されたい。これらの規定はメモリアル・デーの最近の事件の際に守られず明らかにじゅうりんされたのである。

三、したがって国民の生命及び公共の福祉を保護するために集団示威運動及び集団行進にたいする届出は、上記の検討が終るまで条例第三條第一項第六一号により受理しない、特に六月二日から五日(その日を含む)までの期間には一切の集団行進、集会、集団示威運動などはこれを行うことは出来ない。

四、警視庁は国家地方警察と協力して全警察力をあげて条例第三條の規定を執行するに必要な措置をとるものである、この規定により左記の区域は何分の命令あるまで、これらの運動等に使用してはいけない。

三宅坂—旧ドイツ大使館のわき—議事堂角—総理官邸前—溜池都電停留所前—虎の門—田村町—丁目—新橋ガード下—(左に折れ)土橋—数寄屋橋—鍛冶橋—神田橋—九段下—九段上—三宅坂、以上の地点を結ぶ各道路を含む包圍線の内

右のデモ・集会禁止の期限のきれる五日夕刻、田中警視總監は総司令部と折衝後、六日以降も

当分の禁止措置をつづけること、および新たに次の二項を追加することを声明した。

(一)いかなる目的にもせよ、あらゆる行列(パレード)および示威運動は行うことができない。

(二)行列、示威運動、扇動、ちょう発、社会不安をしよう成することを目的とする会合および集会(屋内を含む)は行うことができない。

田中警視総監はこれを説明して、例えば特定の政黨員が大部分をしめる音楽会で社会情勢を不安にみちびくような歌をうたった場合や労働組合が明かにストライキや暴力的情勢を作ることなどを目的として大会を開く場合にも、取締りを行うことができる、とつけ加えた。

デモ・集会禁止を全国に拡大 政府は六月一六日、関係方面の有力な意見により、東京都におけるデモ・集会の禁止を全国に拡大することに方針を決定し、全国の国家地方警察には同本部から、自治体警察にはその連合会長田中警視総監から、それぞれ次のような指令を発した。

(一)いかなる目的にせよすべての行列および示威運動は当分のあいだ行うことができない。  
(二)行列、示威運動、扇動、不穏ちょう発などを目的とする会合および集会は当分のあいだ行うことができない。

(三)上述の禁止は、現在行われている本問題の検討でこの種事件の取締方法、手段が徹底するまで有効とする。

右について斎藤国警長官は、一六日夜次のように語った。

(一)この措置は弾圧が主旨ではなく、占領目的に反するとみられる政治的示威運動などを禁止するものである。

(二)公安条令や規則のないところでは、事実行爲としてこの目的を達する措置をとらなければならない。

ところが右の措置は、社会党、労農党、共産党をはじめ各労働組合等の強い反対にあったので、政府もその行きすぎを是正する必要を認め、総司令部とその緩和方針を打ちあわせたのち、一七日、六月二五日から右の禁止措置を解除するという次のような官房長官談を発表した。

官房長官談 一六日国警本部では東京都警視庁管下の措置と同様に当分の間過激なデモ、集会を各地にわたって禁止することとしたが、国民一般は突然のことでもあり、何となく不安の念をもっているのも事実だと思う、よって政府は一七日国警長官、警視総監とも協議の結果、なるべく早期にこの措置を緩和するのが妥当だという意見に一致した、そこでここに国警長官および警視総監も了承の上で次の通り発表して国民の了解を求めることにした。

先般東京都においてまた続いて全国各地において過激な集会、行列、示威運動を当分禁止するという措置がとられたが、これは臨時の措置であることは申すまでもない。しかして右の禁止は来る六月二五日から解除されることとなった。もっとも公共の平和および安寧を害するとき、または進駐軍当局もしくは占領目的に対する示威運動に発展するときことが、主催団体または指導者の性格から、あるいはその公表した目的によって明らかである場合はこの限りでない。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

